

箕輪町商工業振興資金融資制度

中小企業の皆さん、事業の発展と経営の安定のために必要な資金を金融機関から円滑に調達できるよう、長野県信用保証協会（以下：保証協会）の保証を受け、金融機関を通じて低利融資を行うものです。町が、金融機関に対して資金を預託することにより利率を引き下げるとともに、保証協会への保証料の全額又は一部を負担及び利子の一部を補助しています。

中小企業の範囲

資本金又は従業員数のどちらか一方が該当すれば対象となります。

業種	資本金	常時使用する従業員数
下記以外の産業	3億円以下	300人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医業	法人	—
	個人	—

※会社の役員や、事業主と生計を一にしている三親等以内の親族は従業員に含まれません。

ご利用いただける方

○原則として町内で1年以上継続して事業を営んでいる中小企業の方。

○通常の商工業の概念に該当する業種が対象となります。なお、商工業であっても遊興娯楽業の一部等対象とならない場合があります。

次の場合は利用できません

- ①公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている場合
- ②許認可等が必要な業種でこれを受けずに営業している場合
- ③保証協会等で代位弁済中の場合
- ④金融機関から取引停止の処分を受けている場合
- ⑤制度資金を不正に利用したことがある場合
- ⑥経営の継続の見込みがない場合
- ⑦税や公共料金等の支払いを滞納している場合
- ⑧暴力団及びその関係者が申し込む場合
- ⑨その他町長が適当でないと認める場合

資金用途

中小企業者がその事業を行うために必要な事業資金に限ります。

次の場合は融資の対象になりません

- ・借入金の決済（一部を除く）
- ・投機的資金、生活資金等事業に直接関係のない資金

次の場合は設備資金の対象なりません

- ・貸借対照表の固定資産に計上されないもの
- ・不動産のうち、先行投資的又は過剰投資的なもの
- ・既に設置取得等がなされているもの
- ・箕輪町外に設置されるもの
- ・乗用車（特別な理由により、車体に企業名等を業務用車両とわかるように社名表示した場合を除く。表示は、概ねB5サイズ以上とし、塗装又は取り外しのできないステッカー等で貼り付けること。）

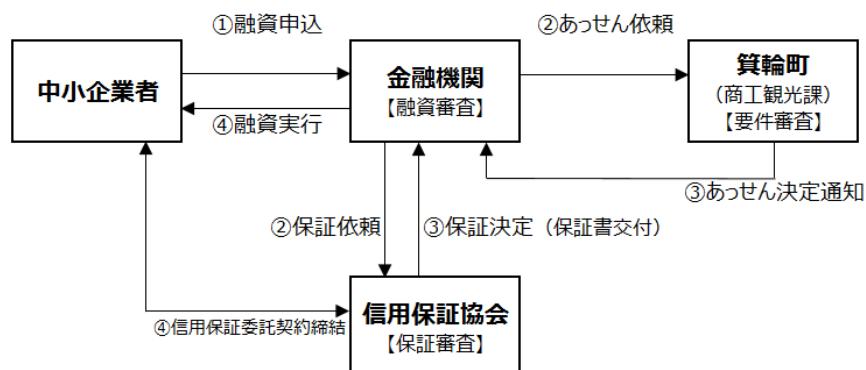
次の場合は融資を取り消します。直ちに償還してください。

- ・現住所からの転居、及び長期にわたり転出するとき。ただし、転居については報告のみとします。
- ・事業を閉鎖または事業が継続不能になりうるとき。
- ・他より財産の差押え、または訴訟手続きをうけたとき。
- ・虚偽の申請と認められたとき。
- ・償還金を滞納したとき。

借り入れ手続き

○融資相談は、経営の内容を説明できる代表者又はその会社に勤務する方が、直接借入を希望する金融機関に決算書等の経営状況のわかる資料を持参して相談してください。

※下記の手続きにつきまして、②あっせん依頼から③あっせん決定通知まで7営業日程度必要となります。



取扱金融機関

○お申込みは、融資あっせん申込書に必要事項を記入し、必要書類を添え下記取扱金融機関へご提出ください。

アルプス中央信用金庫	箕輪支店	電話 79-2205
アルプス中央信用金庫	いほく支店	電話 79-1300
八十二銀行	箕輪支店	電話 79-2182
長野銀行	箕輪支店	電話 79-1311
長野県信用組合	箕輪支店	電話 70-5111

信用保証料

町が全額又は一部を負担（補助）します。なお、町補助割合は次のとおりです。

事業者選択型経営者保証非提供制度（※）の利用	町補助割合
なし（上乗せなし）	100%
有り（0.25%上乗せ時）	3/4
有り（0.45%上乗せ時）	2/3

（※）事業者選択型経営者保証非提供制度要綱に定めるものであり、中小企業者が中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の2第1項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合に、信用保証協会による債務の保証について信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとすることを中小企業者が選択できる制度。

利子補助制度

借入にかかる利子の一部（貸付利率の0.8%分）を補助しています。

資金区分	資金使途	貸付利率	利子補助	補助後の利率
一般	運転	2.1%	0.8%	1.3%
	設備			1.0%
特別小口資金	運転	1.8%	0.9%	0.9%
	設備	1.7%		1.0%
経営安定対策資金	運転	1.8%		

借入れに際しての経営者の心構え

- 経営者は常に事業の実態を把握し、将来性のある事業計画をたてましょう。
- 事業の内容を示すものは経理です。事業の経営内容がわかるように日頃から正しく帳簿を整理しておくことが大切です。
- 普段から商工会や金融機関と密接なつながりをもち、信用を高めましょう。
- 無理のない借入計画をたてましょう。必要以上の借入れはますます経営を圧迫し、企業の命取りにつながります。